

第2章（2）文化 ①文化活動の支援・推進

◆この施策の方針内で実施する事業（実施事業）

※網かけは「重点事業」
 水色：「安全・安心なまち」の実現につながる事業
 緑色：「働くまち」の実現につながる事業
 黄色：「子どもが育つまち」の実現につながる事業
 桃色：「健康に暮らせるまち」の実現につながる事業
 灰色：その他重点的に推進すべき事業

（単位：千円）

事業名	所管課	事業内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		備考
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
文化行政推進事業	文化人権推進課 文化人権課	鎌倉の文化の質的向上及び豊かな市民生活の創造を図るため、文化事業を行うとともに、市民の文化活動を支援します。	10,327	8,673	9,597	8,914	11,848	10,591	H30所管課変更
川喜多映画記念館等管理運営事業	文化人権推進課 文化人権課	市民が川喜多夫妻の功績にふれながら、映画の資料及び鎌倉の風情を楽しむことにより、文化意識の醸成を図るため、指定管理者による施設の管理運営を行うとともに、施設の維持管理を行います。	36,235	36,062	36,884	36,318	37,295	37,916	H30所管課変更
事業CD:2-2-1-1 鎌倉芸術館管理運営事業	文化人権推進課 文化人権課	本市における芸術文化振興の拠点として、今後も持続的に鎌倉芸術館の安定した運営を行うため、必要な大規模修繕を実施します。	1,807,523	1,640,308	362,489	365,752	556,682	545,761	H30所管課変更
美術館建設準備事業	文化人権推進課 文化人権課	鎌倉ゆかりの美術工芸品等の収集及び保存を図るとともに、文化を創造するまちづくりに資する施設として、美術館の整備を検討します。	2,309	2,278	2,293	2,190	2,448	2,485	H30所管課変更
鏑木清方記念美術館管理運営事業	文化人権推進課 文化人権課	鏑木清方の業績を後世に伝え、市民の文化芸術の発展に資するため、指定管理者による施設の管理運営を行うとともに、施設の維持管理を行います。	47,912	47,871	48,576	68,496	48,404	48,548	H30所管課変更
文学館管理運営事業	文化人権推進課 文化人権課	鎌倉にゆかりのある文学及び文学者の資料の収集、保存、展示により、市民の観覧や教養及び調査・研究に資するため、指定管理者による施設の管理運営を行うとともに、施設の維持管理を行います。	83,507	82,142	75,239	74,022	75,891	77,398	H30所管課変更